

第2期「加東市教育振興基本計画」骨子（案）について

1. 計画策定の基本事項（確認）

①策定の趣旨

- ・ 教育基本法の理念にもとづき、国・県の教育振興基本計画を参照し、社会状況の変化や教育課題に 対応し、加東市の教育の一層の推進に向けて「加東市教育振興基本計画（第2期）」を策定

②位置づけ

- ・ 教育基本法第17条第2項の規定に基づく、加東市の教育の振興のための施策に関する基本的な 計画

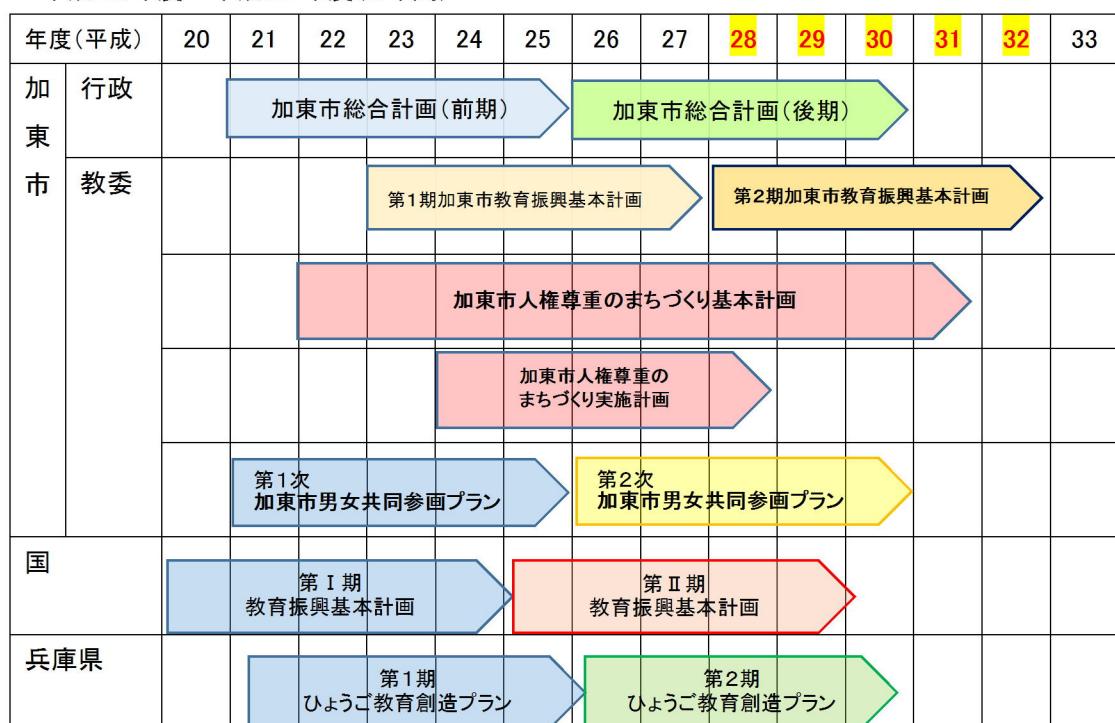
- ・ 「加東市総合計画」をふまえ、教育に関する施策を総合的かつ体系的に構築するための計画

③計画の対象

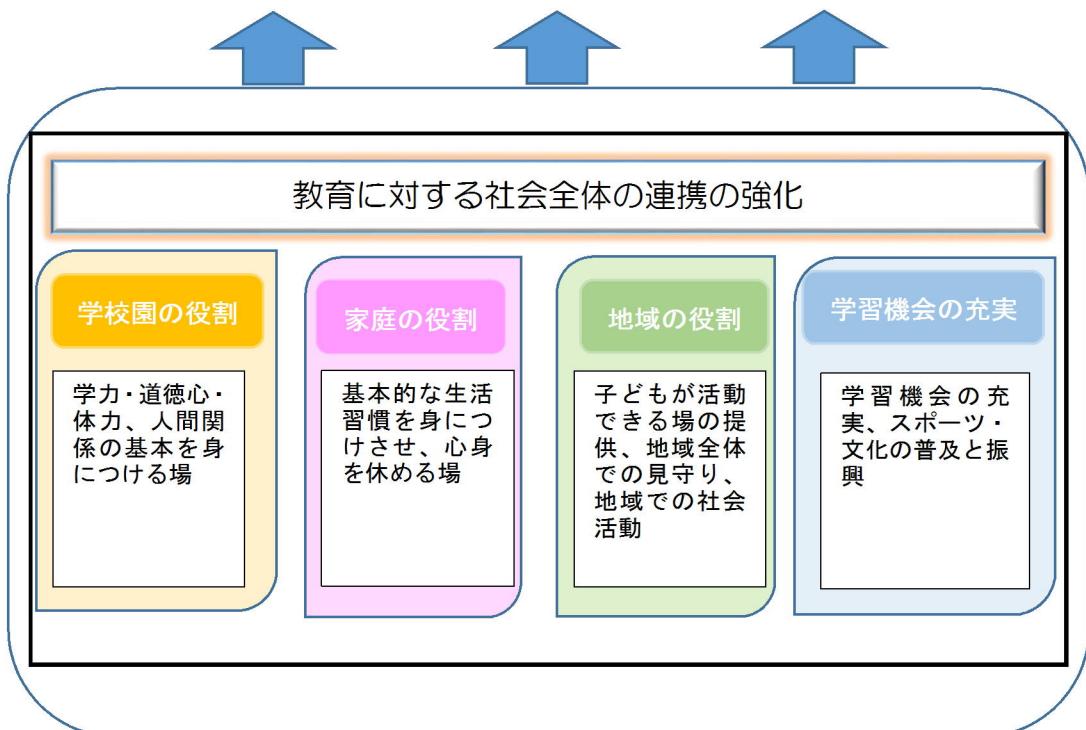
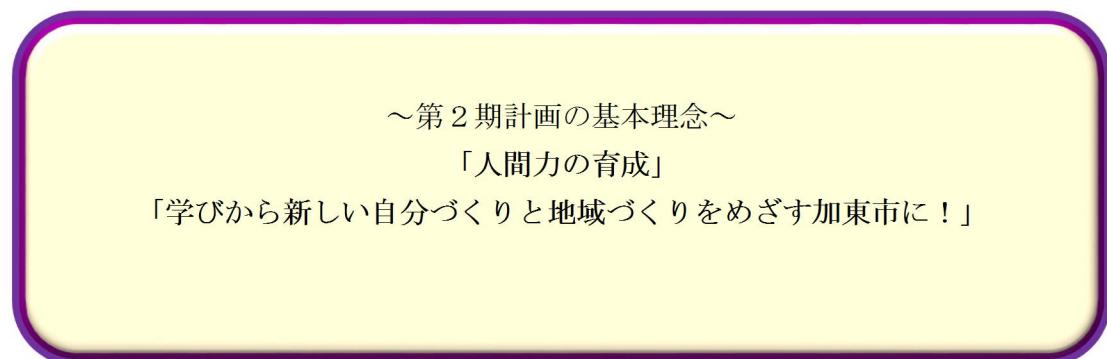
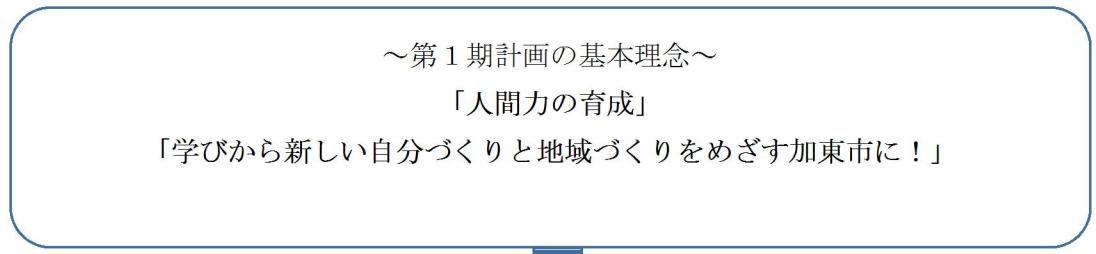
- ・ 本計画で取り扱う「教育」は、幼少期から生涯続く学びを対象とし、家庭教育、就学前教育、学校教 育及び社会教育を含み、その時期にかかわることなく、各個人の主体的な学びである生涯学習を含 むこととします。

④計画期間

- ・ 平成28年度～平成32年度（5年間）



2. 加東市の教育が目指すべき人間像・教育（案）



3. 第2期加東市教育振興基本計画（骨子）（案）

基本計画部分

第1章 教育振興基本計画の基本的事項

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 1. 策定の背景 | →国・県の見直し、第1期計画の期間終了 |
| 2. 計画の位置づけ | →教育大綱や教育基本法に基づく計画 |
| 3. 策定体制 | →「加東市教育振興基本計画策定委員会」、パブリックコメント |
| 4. 計画の対象 | →学校園・家庭・地域、学校教育と社会教育 |
| 5. 計画の期間 | →平成28年度～平成32年度の5年間 |

第2章 教育をめぐる現状と課題

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1. 現状と課題 | →人口減少、少子高齢化、グローバル化の進展、価値観の多様化 |
| 2. 本市教育の現状と課題 | →第1期基本計画の検証 |

第3章 加東市の今後の教育－総論－

基本理念 **【人間力の育成】**

－学びから新しい自分づくりと地域づくりをめざす加東市に！－

基本方針

1. 小中一貫教育を通して自立した子どもを育む学校教育の充実

(1)社会的自立に向けたキャリア形成の支援

→体験活動を通して職業観、勤労観を培う進路指導の充実

→家庭や地域との連携した系統的なキャリア教育の推進

(2)グローバル化に対応した教育の推進

→小学校からの英語教育や外国人留学生との交流等による国際理解教育の推進

→市独自の英語レッスンブックを活用した授業や英語ライセンス検定の実施など、「かとう英語ライセンス制度」の効果的な運用

→ICT機器を活用したプレゼンテーション活動の充実

(3)地域人材や地域資産等を活用したふるさと学習の推進

→地域人材や地域資源を活用した、地域に学ぶ「ふるさと学習」の実施

2. 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成する教育の推進

(1)確かな学力・主体的に学ぶ態度の育成

→9年間の系統性を重視した教科カリキュラムの実施

→小学校での教科担任制の充実や協同学習、少人数学習、グループ学習など効果的授業形態の展開

→家庭学習の習慣化にむけた小学校低学年からの継続的な取組の実施

(2)自尊感情や思いやりの心の醸成

→発達段階に即した系統性のある体験活動の実施

→異年齢交流や縦割り班活動の意図的・計画的な実施

→家庭や地域と連携した道徳教育の充実

(3)心身の健康増進・個性の伸長

→小中学校教員の情報共有による一貫した生徒指導の充実

→発達段階を意識した学校行事の実施

→地域食材を活用した地域住民や高校等の連携による食育の推進

3. 子どもたちの学びや育ちを支える仕組みの確立

(1)学校の組織力及び教職員の資質能力の向上

→計画的・継続的な教職員研修の実施

→教職員の円滑な職務遂行のための職場の施設環境の整備

→個々の教職員の特性を生かした人事配置

(2)安全・安心で信頼される学校づくり

→保護者や地域住民を巻き込んだ学校行事の積極的な実施

→子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活が送れる環境づくり

(3)青少年の健全な成長を見守る体制づくり

→家庭・学校・地域と社会教育関係機関が一体となった、子どもたちを見守り、育む環境づくり

(4)家庭の教育力の向上

→親が親として成長するための学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を見守る体制づくり

4. 生涯学習による、だれもが生きがいをもてる社会の形成

(1)生涯を通じた学びの機会・場の提供

→市民だれもが生きがいを見いだす、社会教育・生涯学習の機会や場を提供

(2)文化財保護の推進と活用

→地域の伝統・文化・文化財の保護、貴重な教育資源としての活用

(3)生涯スポーツの普及と振興

→多種にわたる数多くのスポーツの機会の提供、団体や個人を支援・表彰等を通した市民のスポーツ意識の向上

(4)社会教育・体育関係施設の管理・運営

→安全・安心な施設の管理・運営

(5)市立図書館の充実

→いつでも、誰でも、どこでも楽しく読書ができる環境の提供

5. 人権教育・啓発の推進による、共生社会と人権文化の創造

(1)豊かな人権感覚を培う人権教育・啓発

→市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくり

(2)男女共同参画社会の実現のための意識・機会・環境・地域づくり

- DVなどのあらゆる暴力を根絶するとともに、社会における制度・慣行の見直しを図る
- あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映され、新たな視点や発想が取り入れられるための女性の登用の推進
- 仕事と育児、介護などの両立を支援し、多様な働き方を可能にする職場づくりの推進
- 男女がともに地域活動に参加・参画することができる地域づくりの推進